

令和2年度スキルアップセミナー関東 ポスターセッション概要書

荒川調節池工事事務所 用地第二課 山本 緑

## 1. はじめに

河川内での迷惑行為は多々ある。ゴルフ練習、オートバイの乗り入れ、バーベキューによる騒乱、ゴミの散乱、鉄板等の投棄、油の洗い流し、ラジコン等による騒音・墜落の危険性、高速自転車、犬のノーリードなど。

ここでは、あまり知られていない「猫小屋」の事例について、紹介する。

## 2. 猫小屋とは

### 2.1 河川内の猫小屋の様子

昨年の台風19号で多くは流されたが、新たに設置されている。多くは、猫を保護するボランティア団体、河川敷に居住するホームレス、一般の方によるもので、猫へ給餌する場所を確保するためと、猫の住み家を確保するために設置している。

### 2.2 古くから残っている猫小屋の事例（多摩川右岸24k付近）

平成24年に、「河川法違反」及び「猫にえさを与えることが環境衛生上問題である」ことを挙げ、撤去するよう警告看板を設置しているが、撤去されないまま年月がたっている小屋。

### 2.3 最近の事例（多摩川右岸23k付近）

平成30年12月17日、多摩川のサイクリングロード脇に新たに設置された二軒の猫小屋。公園の近くでもあり、一般利用者の往来も多く、利用者が躓いたり、不用意に猫にえさをあげたり、集まった猫による糞尿などの苦情が来やすい場所でもある。



## 3. 猫小屋と河川法

### 3.1 河川区域内の工作物

河川区域内の土地において工作物を新築することなどの行為は、河川法第26条の許可が必要である。

### 3.2 猫小屋は不法工作物

京浜河川事務所多摩出張所では、河川巡視の際に猫小屋を確認すると、「不法工作物」との認識で、右のような警告シールを貼り付け、自主的な撤去をお願いしている。

## 4. 猫を巡る問題

### 4.1 住宅地での「飼い主のいない猫」問題

住宅地では、かわいそうだから、と無責任にえさを与えるだけの行為により、糞尿や鳴き声、いたずらなどの被害、カラスや鳩などの糞被害、害虫被害、悪臭、異常繁殖など、近隣住民にとっては深刻な問題が発生している。また、殖えた猫を放置し、餌を与えずに排除していると、家屋へ侵入しゴミを荒らすなどの問題が出てくる。

### 4.2 「飼い主のいない猫」問題を解決するために

「飼い主のいない猫」を排除するのではなく、地域の問題として解決しよう、という考え方が提示された。(平成 11 年 3 月「東京都動物保護管理審議会答申」)

人と猫との共生に向けて、住民と民間団体及び行政が協力していく仕組みを作る必要がある。(東京都福祉保健局ホームページより)

### 4.3 河川敷地での「飼い主のいない猫」問題

河川敷地は捨て猫が多く、さらにホームレスや一般の方による適切でない猫への餌やり行為により、不法工作物の問題のみならず、河川利用者への迷惑となり得る。自治体は、不妊去勢手術に対する助成をしているが、「河川敷地」で捨てられた猫に対しては助成対象外としている自治体が多いのが実情であり、猫は殖える一方である。

## 5. あるボランティア団体の事例

### 5.1 猫小屋があるから猫が捨てられる？

あるボランティア団体代表から、河川敷地での捨て猫が後を絶たないのは、猫小屋を作っているからかもしれないと気づいたので、自主撤去する、と多摩出張所へ連絡が来た。実際に 3 ヶ月で撤去されたが、別箇所規模を縮小して再設置されていた。

## 6. 【考察】人と猫との共生の場を提供できるか

### 6.1 猫小屋（仮設工作物）を設置しない場合

仮設工作物がなければ、自由使用の範疇となり、不妊去勢手術を行って餌やりを適正に行い、清潔に保つ範囲内であれば問題ない。

### 6.2 猫小屋（仮設工作物）を設置する場合

仮設工作物を設置する場合、河川法の許可が必要で、出水時の撤去計画を立てた上で自治体が適正に管理する形で河川法申請を行うこととなる。しかし、ますます捨て猫を増加させる恐れがあり、現実的ではない。

## 7. まとめ

適正な猫の保護活動であり、猫小屋を設置しなければ、河川の自由使用の範疇として、他の河川利用者の迷惑とならない範囲で、河川敷地を利用してもらえる可能性がある。人と猫の共生は、住民・民間団体・行政が協力して進めていくべきではあるが、河川区域内である以上、河川法の制限は当然受けるもの。小屋を建て、至れり尽くせりの保護を行える場所ではないことを理解してもらう必要がある。